

5 利用者負担段階に応じた自己負担額（日額）

段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室※	多床室	施設サービス	短期入所サービス (ショートステイ)
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

よくある質問

- Q 1. 現在、介護保険施設への入所・ショートステイの利用はしていませんが、申請が必要ですか。
- A 1. 該当するサービスを利用していない場合は、申請は必要ありません。必要になったときに申請してください。
- Q 2. 申請書は、必ず本人が記入しなければなりませんか。
- A 2. 本人が記入できない場合は、親族等の代理人が記入していただいて構いません。その場合、申請書の委任欄に本人の記名をお願いします。
- Q 3. マイナンバーが分からないときはどうしたらいいですか。
- A 3. 本人が高齢などの理由によりマイナンバーの確認ができない事情がある場合、未記入で提出してください。
- Q 4. 現在出入金がないため、通帳の最終記帳が2か月以上前の日付の場合はどうしたらいいですか。
- A 4. 通帳の最終記帳日以降、出入金がない場合、通帳の写しにその旨を記入して提出してください。
- Q 5. 通帳を紛失してしまい、写しの提出ができない場合はどうしたらよいですか。
- A 5. 銀行が発行する残高証明書を添付してください。残高証明が取得できない場合には、銀行名・支店名・口座番号・名義人が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの両方を提出してください。
- Q 6. 夫婦ともに申請する場合、通帳の写しは1部ずつでいいですか。
- A 6. 1つの申請書につきそれぞれ本人と配偶者の通帳の写しが必要となるため、夫婦ともに申請する場合には、それぞれの申請に対して、夫婦2人分の通帳の写し等を添付してください。
- Q 7. 市町村民税の課税状況や収入額が分からない場合は電話などで教えてもらえますか。
- A 7. 市町村民税の課税状況や収入額に関して、電話で回答することはできません。要件に該当するかどうか不明な場合は、申請書をご提出ください。該当・非該当の結果は、文書で通知いたします。

介護保険負担限度額認定申請のご案内

介護保険施設のサービスを利用する際、「食費」や「居住費（滞在費）」は、利用者と施設との契約によって決まりますが、一定の要件に該当する方については、食費と居住費（滞在費）の負担額が軽減される制度があります（介護保険負担限度額認定）。

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証（黄緑色の証）」の認定期間が、7月31日までとなっていますので、8月1日以降も継続して軽減を受けたい場合は、更新の手続きが必要です。

なお、軽減対象のサービスを利用しない場合は、更新の手続きは不要です。

<軽減対象となるサービス>

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・介護医療院
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ・（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）
- ※有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス等は対象外です。

1 受付期間

5月15日（月）から6月15日（木）まで

※期間を過ぎても申請できますが、8月1日から軽減を受けるためには、必ず8月31日までに必要書類を提出してください。

※9月以降に提出した場合、提出した月よりも前の月の食費と居住費（滞在費）は軽減を受けることができません（全額が自己負担となります）。

2 受付窓口・時間

(1) 介護保険課

平日 8時30分から17時00分まで

(2) 各市民センター（石川分館含む）及び村岡公民館の地区福祉窓口

平日 8時30分から12時00分まで

13時00分から17時00分まで

申請要件・申請方法等は中の案内をご覧ください。

3 申請要件

次の表の、「所得要件」と「資産要件」の両方を満たしている必要があります。

段階	所得要件	資産要件（預貯金等の額）			
		65歳以上の方		64歳以下の方	
		単身	夫婦	単身	夫婦
第1段階	・生活保護の受給者等	資産要件なし			
	・世帯全員 ^{※1} が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者	1,000万円以下	2,000万円以下	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	・世帯全員 ^{※1} が市町村民税非課税で、 本人の公的年金等収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額 ^{※2} が80万円以下	650万円以下	1,650万円以下		
第3段階①	・世帯全員 ^{※1} が市町村民税非課税で、 本人の公的年金等収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額 ^{※2} が80万円超120万円以下	550万円以下	1,550万円以下		
第3段階②	・世帯全員 ^{※1} が市町村民税非課税で、 本人の公的年金等収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額 ^{※2} が120万円超	500万円以下	1,500万円以下		

※1 世帯

本人が属する住民基本台帳上の世帯（ただし別世帯の配偶者（内縁関係含む）がいる場合は、その配偶者も含みます。）

※2 その他の合計所得金額

地方税法に規定される合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得と租税特別措置法に規定される譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額です。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の給与所得）から、10万円を控除した金額を用います。ただし、控除後の金額が0円を下回る場合には、給与所得を0円とします。

【問い合わせ先・申請書郵送先】

藤沢市 介護保険課 総務・給付担当
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL:0466-50-8276（直通） FAX:0466-50-8443

4 申請方法

次の必要書類を介護保険課又は各市民センター（石川分館含む）・村岡公民館の地区福祉窓口へ提出してください。郵送で提出することもできます。

【必要書類】

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②本人の「預貯金額」等が確認できる書類の写し（すべての口座等）
- ③配偶者の「預貯金額」等が確認できる書類の写し（すべての口座等）
- ④成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書等の写し

<預貯金額等が確認できる書類一覧> ※生活保護受給者は添付不要です。

預貯金等に含まれるもの	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクは口座残高のページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金（現金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	借用書等の写し※預貯金等から控除されます。
【対象外の資産】 生命保険、自動車、貴金属(時価の把握が困難なもの)、絵画、骨董品、ゴルフ会員権など	

通帳の写しの必要箇所

〇〇〇銀行 △△支店
おなまえ 〇〇 〇〇

店番号 口座番号
012 普通 3456789

銀行名、支店、口座番号、口座名義人が記載されているページをコピーしてください。
※通常、通帳等の見開き部分となります。

普通預金				
年月日	お取引内容	お預り金額	お支払金額	残高
20XX-x-x	*****	200,000		1,200,000
20XX-x-x	*****		100,000	1,100,000
20XX-x-x	※※年金	100,000		1,200,000
20XX-x-x	*****		50,000	1,250,000
20XX-x-x	*****		000	1,300,000
年金振込み情報				

最新の情報を記帳

通帳を最新の情報に記帳し、直近2か月分程度の履歴と最終残高が確認できるページをコピーしてください。
※年金振込口座の場合、直近の年金振込み履歴が確認できるページが必要です。